

平成27年労第394号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社において仕上工として金属精錬作業に従事していたところ、昭和〇年〇月〇日、機械に胸・腰部を挟まれ負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害当日、C病院に受診し、「胸髄不全損傷」と診断され、その後、D病院、E病院で療養を継続した結果、昭和〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第5級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後請求人は、障害の程度に変更があったとして、平成〇年〇月〇日付けで監督署長に障害補償給付変更請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、障害等級第3級に該当するものと認め、障害等級を変更する旨の処分を行った。

今般請求人は、再び障害の程度に変更があったとして、平成〇年〇月〇日付け

で監督署長に障害補償給付変更請求をしたが、監督署長は、請求人に残存する障害の程度に変更がないとして、障害等級を変更しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度に労災保険法第15条の2に該当する変更があったものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害による傷病の治癒後に残存する障害について、平成〇年〇月〇日付けで障害等級第5級から障害等級第3級に変更決定されているところ、今般、残存障害の程度に変更があるとして、F医師の診断書等を根拠に再度、障害補償給付変更請求を行ったものである。

(2) 労災保険法第15条の2に規定する障害の程度の変更は、障害補償年金の支給事由となっている障害の程度が新たな傷病によらず、又は傷病の再発によらず、自然的経過により増進し、又は軽減したとと解される場所であって、業務上外を問わず新たな傷病によって障害の程度が増進した場合は障害の程度の変更に含まれない。

(3) F医師の診断書では、傷病名を胸随損傷及び頸髄症として、障害の部位を四肢・体幹機能障害とされ、障害の状態は四肢不全麻痺障害1級と記載されてい

る。

ア 治ゆ後の昭和○年○月○日付け障害補償給付請求書裏面の診断書の傷病名は「胸髄不全損傷」、障害の部位は「胸髄」となっており、頸髄症は記載されていない。

イ F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「頸髄症及び狭窄があり（元々）」と述べており、また、同年○月○日付け意見書では、「頸髄症が合併しているため四肢麻痺になっていると思われるが、受傷時、その後の経過については情報がなく不明。ただし、MRIでは頸椎の外傷性変化はないと認める。」と述べている。

ウ 治ゆ認定時に診断を行ったG医師は、平成○年○月○日付け意見書において、頸髄症と当初災害との関連性について、「関連性はないと思われる。」と述べている。

エ H医師は平成○年○月○日付け意見書において、「昭和○年○月○日の傷害は、「胸髄」の損傷であり、頸髄損傷の診断は認めない。上肢の神経症状は私病と考える。」と述べている。

オ また、I医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日に撮像された頸髄MRIには加齢性変化と脊髄圧迫所見が新出しており、平成○年から平成○年の間に生じた変化と考えることができる。また、この頸髄病変は通常に加齢性変化を上回るほどの病変ではない。以上より上肢症状の出現あるいは進行の原因は昭和○年の胸髄損傷に関連したものではなく、平成○年以後に加齢性変化に伴って進行した病態と判断する。」と述べている。

(4) 以上の医学的な所見及び請求人の症状の経過等を踏まえると、当審査会においても、請求人が主張する頸髄症を原因とした上肢の機能障害は、障害補償年金の支給事由となっている障害とは認められず、頸髄症を含めた肢体の障害の進行を根拠とした当該障害等級変更申請について、監督署長が、「両上肢の麻痺症状は頸髄症に由来するものであって、これは業務に起因しない加齢的变化による脊髄圧迫によって出現したものであるため、上肢症状を業務上の負傷による障害と評価することはできない。」とした判断は妥当なものであると判断する。

したがって、本件災害による胸髄不全損傷によって請求人に残存する障害の程度に変更があったものとは認められない。

(5) なお、請求人に残存する障害について、平成○年○月○日付けで障害等級第5級から障害等級第3級に変更決定されているところ、当該変更決定は平成○年○月○日付け診断書に基づいて判断をされているものと推測されるが、当該診断書には、頸髄症及びそれに伴う上肢の障害の程度が記載されている。しかしながら請求人の頸髄症は、上記(4)のとおり業務上の負傷による障害とは認められないところであり、監督署長の当該変更決定の処分には疑問が残るところであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件災害による障害の程度は、労災保険法第15条の2に該当する変更があったものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付変更請求に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。